

令和９年度関税率・関税制度改正要望事項調査票（適用期限のある関税制度の延長）

要望元：輸出・国際局国際経済課

品名（関税率関係）又は 制度名（関税制度関係）			とうもろこし（その他のもの） エチルアルコール又は蒸留酒の製造に使用するもの								
改正要望の内容			☐ 改正を要する法令及び条項 関税暫定措置法第２条第１項 ☐ 具体的な内容 「令和９年３月３１日まで」とされているものを１年以上延長する。								
税番	統計 細分	品目	現行税率			改正後税率			WTO 譲許税率	現行制度の 増減税規模	改正増 減収額
			基本	暫定	特恵	基本	暫定	特恵			
1005.90	092	とうもろこし又は （その他のもの） エチルアルコール又は蒸留酒の 製造に使用するもの	50 % 又は 12 円/ kg の うち無税 い れ か 高 い 税率			50 % 又は 12 円/ kg の うち無税 い れ か 高 い 税率			50 % 又は 12 円/kg のうちい ずれか高 い税率	－1,073 百万円	百万円
改正要望内容の 施行期日及び適用期間			☐ 施行期日 令和９年４月１日 ☐ 適用期間 「令和９年３月３１日まで」とされているものを１年以上延長する。								
改正を要望する品目又は 制度をめぐる状況			① 現状 (1) 改正品目・関税制度と関連する産業等の現状及び過去からの状況変化等 酒類産業全体では、人口減少社会の到来に伴う飲酒人口の減少などの影響を受け、需要が年々減少の傾向にある。 本制度による関税割当ての対象である酒類製造者に対し、とうもろこしの需要動向を踏まえ、関税割当て制度により、コーンスターチ製造への流用を防止しつつ、一定数量の低税率による安価な原料の供給を確保している。 本制度対象品目の用途であるとうもろこしを原料とした蒸留酒（主にウイスキー）については、JW（ジャパニーズ・ウイスキー）の国際的評価の高まりや業務用酒類の需要回復により、引き続き旺盛な需要が続いている。 (2) 輸入状況等								

コーンフレーク(1005.90.092) 単位：トン、：百万円

年 度 国 名	令和 5		6		7	
	数量	価額	数量	価額	数量	価額
アメリカ	63,729	3,238	67,981	3,140	47,233	2,146
計	63,729	3,238	67,981	3,140	47,233	2,146

(3) 国際市況等

<とうもろこし（コーンフレーク、エチルアルコール又は蒸留酒の製造に使用するもの）(1005.90.092)>

年度	令和 5	6	7
単価(円/t)	50,811	46,191	45,436

※「貿易統計を基に主要貿易相手国(アメリカ)からの輸入単価」

(直近3カ年(2023～2025(令和5～7)年度)の各年度平均輸入単価))

(4) 国際交渉の状況・諸外国における制度実態

区 分 協定名	税 番	関税率 (令和7年8月現在)	備考
日ペルーEPA	1005.90	関税割当 (枠内無税)	その他のもののうち「菓子の製造用のもの」及び「アルコールを含有しない飲料の製造用のもの」
CPTTP	1005.90.092	MFN(協定税率)	コーンフレーク、エチルアルコール又は蒸留酒の製造に使用するもの

② 問題点

本制度が延長されない場合、二次税率(協定税率)による輸入となり、輸入とうもろこしを使用している酒類製品の価格が上昇し、製品輸入の増加や産業の停滞等のおそれがある。

改正の必要性和目的達成の見通し

① 改正の目的(政策の達成目標)

輸入とうもろこしを使用した製品の製造者の原料コスト低減のため、一定数量の範囲内で無税を適用することにより需要者に対して安価な原料の供給を確保する一方、国内で製造されるコーンスターチ用への流用を阻止することにより、でん粉需給の安定を図り、国内産でん粉用いも生産者を保護すること。

	② 改正の方向性 輸入とうもろこしを使用した製品の製造者の原料コスト低減のため、一定数量の範囲内で無税を適用することにより需要者に対して安価な原料の供給を確保する一方、国内で製造されるコーンスターチ用への流用を阻止することにより、でん粉需給の安定を図り、国内産でん粉用いも生産者を保護するためには、本制度の延長が必要である。 ③ 改正目的達成予定時期 需要者が原料コストの低減措置を受けなくても安定的に原料を確保することができ、併せて輸入とうもろこしのコーンスターチ製造への流用を防ぐ必要性が無くなるまで、本制度を維持する必要がある。
改正の効果と妥当性	① 改正による効果・影響 (1)改正による国内産業保護に与える効果・影響 本制度により、一定数量の範囲内で無税での需要者に対する低廉な原料の供給が確保されるとともに、用途を指定することによりコーンスターチ用への流用を阻止し、国内産いもでん粉の生産者を保護することができる。 一定数量の範囲内で無税により輸入されている酒類用とうもろこしに基本税率により関税が課せられると原料調達コストが上昇し、ひいては製品価格の上昇につながるおそれがあるところ、暫定税率（無税）を適用することにより原料調達コストの低減に寄与。 (2)消費者等の利益に与える効果・影響 上記（１）を参照。 ・減税額：1,073 万円 (3)その他の効果・影響 特になし。 ② 改正の妥当性 上記①を勘案し、国内いも生産者の保護と酒類原料とうもろこしの需要者への安価な原料供給の確保のため、本制度の延長が適当である。
政策評価・関連措置	① 本要望に関連する政策評価 当省においては、本要望に関連する政策目標として、総合的な食料安全保障の確立を図ることとしており、令和 6 年度の総合評価書「総合的な食料安全保障の確立」において、「我が国の総合的な食料安全保障の確保に向けて、評価対象政策である「総合的な食料安全保障の確立」に対して一定の有効性が確認された」とされているところ。

	② 当該政策評価の結果と改正の関係 上記①の政策評価を踏まえ、当省としては、引き続き我が国の総合的な食料安全保障の確立に向けた様々な取組を維持・促進していく必要があることから、こうした取組を支援する一環として、とうもろこしに係る暫定税率及び関税割当制度についても、引き続き延長することが適当。 ③ 政府方針と改正の関係 でん粉原料用いも及びこれらから生産される国産いもでん粉は、現時点では十分な国際競争力を確保するには至っていない。このため、関税割当制度や特別緊急関税制度により、安価な輸入品が無制限に国内に流入するのを防ぐとともに、輸入品については一定数量の範囲内で低税率（又は無税）を適用することで、需要者に対して安価な輸入品の供給を確保している。これにより、でん粉原料用いも及びいもでん粉産業を保護し、地域経済を支えるとともに、食料自給率の確保にも資するものである。 ④ 関連措置 でん粉原料用いも及びこれらから生産される国産いもでん粉は、現時点では十分な国際競争力を確保するには至っていない。このため、関税割当制度や特別緊急関税制度により、安価な輸入品が無制限に国内に流入するのを防ぐとともに、輸入品については一定数量の範囲内で低税率（又は無税）を適用することで、需要者に対して安価な輸入品の供給を確保している。 これにより、でん粉原料用いも及びいもでん粉産業を保護し、地域経済を支えるとともに、食料自給率の確保にも資するものである。
--	---

○ 改正経緯

これまでの改正状況	とうもろこし（その他のもの）の関税割当制度は1965年に導入され、その後エチルアルコール及び蒸留酒製造用のものは特定物品製造用として1975年に改正されて以降現在まで延長されている。
措置による効果	本制度及び暫定税率（無税）を適用することにより原料調達コストの低減に寄与。